

小規模多機能型居宅介護ふれあいの家

- 重要事項説明書 (p1-p6)

小規模多機能型居宅介護『ふれあいの家』重要事項説明書

1. 小規模多機能型居宅介護『ふれあいの家』の概要

(1) 法人の概要

法 人 名 称	特定非営利活動法人（NPO 法人）ふれあいサポート
所 在 地	愛知県西尾市駒場町屋敷 82-1
代 表 者 名	松本恵美子
電 話 番 号	0563-77-8526

(2) サービス事業所の概要

事 業 者 名 称	小規模多機能型居宅介護 ふれあいの家
所 在 地	愛知県西尾市駒場町東山 39-1
管 理 者 名	竹内里加
電 話 番 号	0563-75-0891
サービスを提供する地域	西尾市

(3) 職員体制

	資 格	人 数
管理者	介護福祉士	1 名
計画作成担当者	介護支援専門員	1 名
従事者	介護士	10 名以上
	看護師	1 名以上
	理学療法士	1 名以上

2. 事業の運営方針

- (1) 可能な限り、利用者の自宅で希望する生活を送ることができるよう、通い・訪問・お泊りを柔軟に組み合わせ、適切にサービスを提供します。
- (2) 利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (3) 事業の実施にあたっては、市町村及び医療機関などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。
- (4) 質の良い居宅サービスを提供するため、介護従事職員・看護従事職員の研修を継続的にを行い、資質の向上を図ります。

3. 営業日 ・ 時間

(1) 営業日；年中無休

(2) 営業時間

- ① 通いサービス（基本時間）；10 時～16 時
- ② 宿泊サービス（基本時間）；16 時～10 時
- ③ 訪問サービス（基本時間）；24 時間体制

4. サービスの利用登録、サービス内容・利用時間

(1) 利用登録

利用前に「契約」を結ぶことにより、利用登録となります。（登録定員数；29 人）

※これまでに、ご利用していた『訪問介護』『通所介護』及び『短期入所生活介護（ショートステイ）』は、利用できなくなります。

(2) サービス内容

① 通いサービス（デイサービス）

- 送迎は、出来るだけ家族でお願いします（相談にのります）。
- 食事・おやつを提供します。
- 入浴も出来ます。
- ご利用時間は相談にのります。

② 宿泊サービス（ショートステイ）

- 1泊～数泊が可能です（長期は要相談）。
- 基本的には通いサービス利用者が宿泊できますが、急なお泊りにも相談にのります。
- 宿泊代が別途必要です（実費）。
- ご利用時間は相談にのります。

③ 訪問サービス（ホームヘルパー）

- ご家族がお留守の時、また介護支援が必要な時に伺います。
- 安否確認
- 家事援助（食事作りなど）
- 身体介護（食事介助など）
- そのほか、必要な支援
- ご利用時間は相談にのります。

(3) 他に使える介護サービス

- 福祉用具レンタル
- 訪問看護
- 訪問リハビリ
- 居宅管理指導
- 住宅改修

(4) 運営推進会議

- 3ヶ月に1回開催し、事業所の現状報告、課題の検討、ケース検討、外部評価などを行います。
- 地域の方々、サービス事業知見者、自治体、地域包括支援センター、介護相談員、そのほかサービス事業の関係機関の皆様、さらに可能であればご利用者様・ご家族様のご参加も可能です。

5. 利用料金

(1) 利用料

- ① 介護保険利用料：基本単位の1割～3割（負担割合は所得にて決定）、要介護度に応じて徴収いたします。

介護度	単位	1割の場合
要支援1	3450 単位	3564 円
要支援2	6972 単位	7202 円
要介護1	10458 単位	10804 円
要介護2	15370 単位	15878 円
要介護3	22359 単位	23099 円
要介護4	24677 単位	25492 円
要介護5	27209 単位	28107 円

※西尾市；地域区分6級地→1単位10.33円

② 各種加算

- ・ 初期加算；30単位×30日間
- ・ 看護職員配置加算；900単位
- ・ 訪問体制強化加算1000単位
- ・ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）1200単位
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）；750単位

- ・ 介護職員等処遇改善加算 算定数の 14.9%

※ 下記については、該当する際に加算されます。

- ・ 認知症加算（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）
Ⅱ；890 単位
Ⅲ；760 単位
Ⅳ；460 単位
- ・ 若年性認知症利用者受入加算；800 単位
- ・ 看取り連携体制加算；1 日 64 単位（最大 30 日）
- ・ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）
Ⅰ；100 単位
Ⅱ；200 単位
- ・ 認知症行動、心理症状緊急対応加算；1 日 200 単位（最大 7 日）

③ 実費

朝 食	400 円
昼 食	600 円
夕 食	500 円
お泊り	3,000 円
急なお泊まり	5,000 円
教養娯楽費	150 円
おむつ	実費

(2) 料金のお支払方法

毎月 15 日までに前月分の請求をいたします。お支払は原則的にはご利用者の口座より自動引落でお願いします。次月の請求書と一緒に領収書を発行します。なお現金でのお支払の場合は次月末までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

(3) 償還払いについて

保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合は、サービス提供料金を全額支払していただきます。当事業所からの領収書を後日、市町村の窓口に提出すれば払い戻しを受けられます。

6. 交通費

交通費は無料です。

7. キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。キャンセル料はかかりません。

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、当事業所に直接お電話などでご相談いただくか、最寄りの地域包括支援センター等にご相談ください。その後、当事業所のスタッフがご本人、ご家族にお会いさせていただきます。ご自宅、入院先でも構いません。当事業所にお越しいただいても構いません。

ご利用が適当と判断されましたら、利用契約を結び、小規模多機能居宅介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

当施設の介護支援専門員と交代する事になります。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

原則として、サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、原則として終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された時
- 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- 利用者が、サービス利用料金の支払いを３ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず１０日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通告することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9. 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、様態の変化などがあった場合は、その状況により、主治医・救急隊・親族等へ連絡します。

10. 損害賠償

事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

11. ご利用相談及び苦情申立窓口

(1) ご利用者ご相談窓口

小規模多機能型居宅介護ふれあいの家 電話（０５６３－７５－０８９１）管理者；竹内里加
ご利用時間；月曜日～金曜日午前８時３０分～午後５時３０分。 但し緊急の場合は時間外でも可

(2) 苦情申立窓口

小規模多機能型居宅介護 ふれあいの家	西尾市駒場町東山３９－１ 電話 ０５６３-７５-０８９１、FAX ０５６３-５５-５０７４
西尾市役所	愛知県西尾市寄住町下田２２番地 （代表）電話 ０５６３-５６-２１１１、（長寿課直通）電話 ０５６３-６５-２１１９
愛知県国民健康保険連合会 苦情相談室	名古屋市東区泉一丁目６番５号 国保会館南館７階 電話 ０５２-９７１-４１６５

12. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止の責任者 管理者 竹内里加

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的の開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者、又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。

13. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に利用者、家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

例：叩く、蹴る、暴言で威嚇、怒鳴る、身体を押さえつける、性的な発言、従業者に必要なく触れる、大声で叫ぶ等

14. 災害時の対応

自然災害発生、警報などが発令された場合、状況に応じてサービス提供を中止する事があります。

その場合は事業者から連絡はしますが、ライフラインが停止している場合、連絡が取れない可能性があります。

※Ⅰ サービスを再開できる状況になりましたら、独居の方や高齢者世帯の方から優先的にサービス提供をさせていただきます。

15. 感染症対策と対応

感染対策委員会に属し、感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施し感染対策の強化をしますが、従業者間での感染症のまん延でサービス提供が困難な状況となった場合は、災害時の対応※Ⅰと同じ対応とさせていただきます。

(以下余白)

短期利用居宅介護（緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応）について

宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合¹であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

要支援1 423単位
要支援2 529単位

短期利用居宅介護費（1日につき）

要介護1 570単位
要介護2 638単位
要介護3 707単位
要介護4 774単位
要介護5 840単位

【実費負担】

- 教養娯楽費 ￥150/日
- 食費
朝 食 ￥400/回
昼 食 ￥600/回
夕 食 ￥500/回
- 宿泊代 ￥5,000/1泊

【持参いただくもの】

- 診断書など既往歴の分かるもの
- 緊急時の対応方法・連絡先
- ご利用者様情報
- 処方薬
- 着替え
- タオル
- オムツ・リハパン類

【利用要件】

- ◆ 登録者の数が登録定員未満であること。
- ◆ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- ◆ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむおえない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。
- ◆ 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

以上の要件を満たすと短期利用居宅介護が利用できます。

（以下余白）

¹ 短期利用に活用可能な宿泊室数の算定式

= 6室（当事業所宿泊室）×（登録定員29名－当事業所の登録現員）÷29名（小数点第1位以下四捨五入）